

第六回 参議院電気通信委員会會議録第五号

昭和二十四年十一月二十六日(土曜日)
午前十時二十六分開会

本日の會議に付した事件

○警察用電話等の處理に關する法律案
(内閣提出)

○電報配達数きん少局の電報配達要員
廃止反對に關する請願(第四百七十
五号)

○委員長(大島定吉君) これより電気
通信委員會を開会いたします。警察用
電話等の處理に關する法律案を議題と
して、その質疑を繼續いたします。別
に御発言がなければ、御質疑がないも
のと認めて討論に入りたいと思いま
す。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) それでは討論
に入ります。御意見のある方は賛否を
明らかにしてお述べを願いたいと思
います。

○小林勝馬君 原案を一部修正して原
案に賛成したいと思ひます。この
法案に盛り込まれておられるのいろ／＼
な点からいまして、これは他の委
員からも討論があるかと思ひますが、
警察電話の非常に老朽しておられるの設
備を電気通信省が引受けるに当りまし
て、相当の今後困難その他もあり得る
ことと思ひます。この点につきまして
は、第四條におきます評価審議會に
おきまして、相当の市場価格を基準と
して評価して決定するといふふうに相
成っておりますが、この点を十分考慮
に入れて頂きたいこと。それから電話

専用料金の問題でございますが、現在
専用料金は非常に安くこれを貸してお
るような状態でございまして、先般か
ら政府当局の御答弁にもあります通
り、倍額以上に値上げするといふこと
でありますから、この点も十分今後経
営が成立つようにお願いしたい。

修正案といひますのは、第八條及
び第九條中に電気通信設備を云々とい
うことに相成つておりますが、電気通
信設備といふことに相成りますれば、
有線、無線共にこれを公安委員會その
他からの申入れがあつた場合は貸與し
なくちやならぬといふことに相成りま
すので、これを先般から政府当局の御
説明にある通り、有線電話が主体であ
るということに相成つております關係
上、この字句を有線電気通信設備に改
めるようにしたい。これを修正案
として提案いたす次第でございます。

○千葉信君 小林君の修正意見に賛成
いたします。併し私は本法律の施行上
非常に危惧の念を抱かざるを得ない点
が多々あるのでございまして、この点
に關しては主官省において十分今後お
考え願ひたいと思ひわけでございま
す。という意味は、御承知のように、
この警察専用電話の現在の施設を見ま
すと、非常に命数が盡きる程度の腐
敗した施設でもございまして、この施
設を第一條に盛り込まれてあるような形に
持つて行きますためには、多額の経費
も要するし、且つ現在採られておる定
員の程度では到底及びもつかない程度
の動員もしなければならぬことは明

白でございまして、その点について質
疑の中に現れておりますように、予
算上の措置その他においても誠に不安
定な状態でございまして、従ひまして
この老朽せる施設を完備して本来の目
的に副うためには多額の経費を要する
といふ点、若しその予算が獲得できな
ければ一般経費の方から差繰つてこれ
を充当しなければならぬといふこと
と、並びに人件費その他の關係からこ
れ又部内における一般の従業員の労働
強化を以てこれに当てるという形に行
かなければならぬといふ結果が生じ
て来るのでありまして、この点につ
いては十分お考えの上善処されること
を希望いたしまして、賛成意見とする次
第であります。

○委員長(大島定吉君) 外に御意見は
ありませんか。別に御意見もないよう
でありますから、討論は終結したも
のと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより採決
に入ります。警察用電話等の處理に關
する法律案を議題といたします。まず
小林委員よりの修正案について採決い
たします。修正案を念のために申上げ
ますが、第八條及び第九條中「電気通
信設備」とあるのを「有線電気通信設
備」と改められたといふのでありま
す。賛成の諸君の起立を請ひます。

〔総員起立〕

○委員長(大島定吉君) 全会一致と認
めます。

次に右を除く原案について採決いた
します。賛成の諸君の御起立を願いま
す。

〔総員起立〕

○委員長(大島定吉君) 全会一致と認
めます。よつて本案は第八條及び第九
條中「電気通信設備」とあるのを「有線
電気通信設備」と修正する外原案通り
可決決定いたしました。尙本會議にお
ける委員長の口頭報告の内容は、本院
規則第一百四條によつて予め多数意見者
の承認を経なければならぬことになつ
ておりますが、これは委員長において
本法案の内容、委員會における質疑応
答の要旨、討論の要旨及び表決の結果
を報告することといたしまして御承認
を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島定吉君) 御異議ないも
のと認めます。それから本院規則第七
十二條によりまして委員長が議院に提
出する報告には多数意見者の署名を附
することになつておりますから、順次
御署名願ひます。

多数意見者名

小林 勝馬 天田 勝正
千葉 信 橋本萬右衛門
深木 六郎

○委員長(大島定吉君) 御署名洩れは
ありませんか。ないと認めます。

○委員長(大島定吉君) 次に請願並に
陳情を議題といたします。百六十四
号、放送法案中一部修正に關する請願
は、都合によりまして次回に廻しま
す。

四百七十五号を議題といたします。
電報配達数きん少局の電報配達要員
廃止反對に關する請願、紹介議員藤田
芳雄君、代つて専門員から御説明申上
げます。

○専門員(後藤隆吉君) この請願の要
旨は、電報配達通数一カ月百五十通以
下の郵便局の電報配達要員は、通信第
七十六号によつて全面的に廃止され、
總て臨時職員をもつて配達されるよう
になつたが、併し事業の性質上臨時職
員で配達することは電報の使命である
迅速性を欠き、又通信の秘密も洩れる
等多大の迷惑を蒙ることが多い。つ
いてはこのような電報配達要員制度を改
正されたいといふ趣旨であります。

○委員長(大島定吉君) 政府当局の御
説明を願ひます。

○政府委員(尾形六郎兵衛君) 電報配
達通数僅少な局、一カ月百五十通以下
における電報の配達は、九月一日以
降、一部は六月一日以降、全面的に臨
時者による配達に切替えたのである
が、右は電信事業の経営合理化を図る
と共に、行政整理後の職員の重点配置
に伴う不経済施設面における通信サ
ビスの低下を極力避けるために実施し
たやむを得ない措置であつて、右に伴
う通信サービスの低下防止及び通信の
秘密厳守等については、臨時者に極力
その適任を得ることに努力すると共
に、その採用困難な局においては特定
人を日備として常駐使用する等の措置
をすでに実施しておる次第であつて、
今後其可能な限りにおいてこれが施設

改善に意を用いることは勿論であるが、半面実施局所在の一般利用者各位の理解ある御協力によつて本制度による業務運行の円滑な遂行を期し、以て事業に課せられたる重大責任を全うしたいと考えておる次第であります。

○委員長(大島定吉君) 御質疑はありますせんか。

○天田勝正君 その電報配達要員の臨時要員とは一体どういう筋合の者を指すのですか。

○政府委員(花岡薫君) この制度につきましては、電報を一通々毎に配達する要員を雇はれるようになっております。それで非常にきつて臨時要員を雇はれるようになっております。労働者の雇上げのために困難を来たす場合もありますので、非常に困難な例外的な場合には、一日雇上げる、特に一日雇上げという形でその困難を克服して行くというような建前を取つております。この仕事の内容からいまして、雇上げの要員でありますけれども、やはり、秘密保持という点につきましては公務員と同じような心得を授けてありまして、秘密漏洩といったような点のないようによく訓練してございます。

○天田勝正君 請願の要旨も、電報が早く届くように、このきん少局の電報配達要員廃止反対と、こういうことを言つておるので、政務次官のお話を聞きました。効率化を図るということをおつしやつております。何れもその目的は同じで、ただやることは全く反対なことを要望しておる。今のお説明を聞きまして、なか／＼その要員を雇うのに困難で、一日雇を雇わなければならぬ。第一電報が来てからその人を採すというようなことであつたならば、一向効率化にはならぬと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(花岡薫君) これはやはり予めそういう場合に動員できるような人を約束して置かなくては、まあどうしても難かしい場合には、場合によつてその局長の身内の者、或いはその局長の親類の關係にある者に頼むというやうな、非常に便宜的な方法を講じてやるわけですが、大体予めそういう場合に一つ頼むといつたやうな人を見つけて置くといふことでもあります。それができるというときには、まる／＼一日雇上げというやうな、方法を講ずるといふことでもあります。

○天田勝正君 續いてお伺いします。要員を廃止したことによつて、どのくらいの人員が整理されましたか。

○政府委員(花岡薫君) 只今正確な数字を持つておりませんが、完全にこれを実行した場合には、ちよつと間違つておりまして訂正いたしますが、およそ五千八百人前後ということになつております。

○天田勝正君 もう一点、今までの配達要員でありましたならば、勿論公務員としてのいろ／＼補償がなされておりますが、この臨時配達要員によつて配達の場合、仮に水害その他いろ／＼に怪我をしたと、そういうやうな場合には、臨時雇であるから一向構わないというやうな建前にできておるのか。

○政府委員(花岡薫君) 後の方はよく了解できないのですが……

○天田勝正君 もう一遍言ひましよう。こういうことです。今までの正規の配達要員でありますならば、当然業務上における負傷という形で、若し負傷などあればいろ／＼な方面の補償がされる。ところがこれは日雇いという恐らく恰好になるだらうと思ひます。そうしますと、この配達の場合に不可抗力による、よしんば怪我が起きたという場合に、一体どういふ処置をされますか、これについて。

○政府委員(花岡薫君) 今御指摘のやうに、例えば通信關係の公共組合その他政府の定例的な、そういう公共の障害の救済制度は遺憾ながらこの場合に適用されません。その事態によりましては、例えば医療施設その他の点につきまして最大の便宜を図るといふやうなことを考えなければならぬと思ひます。

○天田勝正君 私なせこのことをしつこく聴くかと言へば、一般の民間の企業とか、或いは個人で雇うという場合には、これは勿論日雇だからさういふ補償のどうのといふのはありませんけれども、これは常識的に、自分の家の仕事をやつていて、木を伐り倒すためにその木の下の敷になつたという場合にはなんらかの補償をやるのです。ところが官がやる場合にはいとなれば全然ない。あるとなればいろ／＼な法文規定にあるがごとく補償する。そこにオール・オア・ナッシングというやうな恰好になつておる。このところを憂うるのです。それに何かさうした、何といふんですか、予算でもありません。又さういふ融通の途も付けられないが、この場合予算がなければ、その融通の途も付けられない、こういうことになつて来ると思ひます。そこにやはり要員を雇いた方がよいという結論がだん／＼出て来る。こうなると思ひますが、如何ですか。政府御当局の……。

○政府委員(花岡薫君) 只今御指摘の点は悉く、こういう制度をやるがために避けたい無理の点があります。で、最初から実はさういふ点は予見されなくてもなかつたのでございまして、何分にもこの電報の配達制度といふことにつきましては、現在の電信事業の経営の大きな赤字が殆んどその主な原因が配達業務の点にある。これは日本だけでございまして、世界各國どここの国でも電信事業の赤字に非常に深刻な悩みを持つております。非常に商業化しました、且つ極度に能率化されておると思ひます。アメリカの電信事業におきまして、終戦以來だつた短期間の赤字の期間がありました。その原因はやはり電信の配達の面にある。アメリカあたりは配達の制度を見ますと、日本よりももう少し、良く言えば合理的でございまして、良く言えば合理的でございまして、非常に採算本位になりまして、只今問題になつておる秘密保持とか、或いは受信者の便益というところが経済的に考慮されて、その限度において行われておるという状態でございまして、どうもこの配達問題をいかに解決するかというところは非常にむづかしい問題でございまして、これを簡略化するとか、或いは只今のやうな制度に持つて行きますと、は、どうしてもその反対に多少の無理が生ずるのでございまして、電信事業がいつまでも大きな赤字を持つておるといふことは、結局一般の電信の利用者にもそれだけ重い負担が掛かつて行くといふことになりまして、できるだけこの合理化をしなければならぬ。さういふ点でまあ多少の無理があること

は分つておりますし、労働組合方面、或いは特定局長方面にも多少の批判がありましてけれども、まあ事業の経営を合理化して行くといふことと、他の公益本位に採算を度外視して行くといふやうな要請と衝突いたしますので、どうも多少の点は避け得られないのではないかと実は考えておるのであります。

○天田勝正君 意見があらになつたから、若干私の意見を述べれば、赤字のことと、この五千八千人しか整理ができないといふことは話が違つて、五千八千人だけまる／＼赤字になるとしても、たかの知れた話なんです。五千名でも、それを臨時雇等をやらなければならぬといふれば、それはまあここにも相當の支出が要るのだから、差引きしての赤字と、これに原因するところの赤字といふものはさしたる額ではない。むしろ今通過いたしました警察用電話等の処理に關する法律案、これによつて、自治体の持つておりました施設を國が買収して、今度これを補修するだけでもこれは莫大の金が掛かることは明らかでございまして、さういふ方の原因はさして置いて、僅かな人員を切つて見たところで高が知れたわけなんです。これは定員法等とも關係いたしませんから余り深く申しませんけれども、そこで若し効率化を図るとするならば、昔田舎で言うところの行政区域内に一局だつたのです。これで全部あれしたのが、殆んど我々の例で見ると、各村共に郵便局があつて、そこで配達しておる。それを元の通りの一行政区域内に一局で配達するというふうなまともな一方向差支えがない。さうすれば、要するに遊んでおるよりもそ

ここに生きて来るのじゃないか、こう考
えるわけなんですけれども……。それ
から処置の方法は今のきん少局の電報
配達員を廃止しなくてもやり得る、又現
在数でもやり得る途があるのではない
か、或いは幾分か、二割くらいをその
大局に人員を附加することによつてそ
れらがいずれもうまく行く、こういう
ことになりはせんかと思うのですが、こ
ういう見透しについては如何ですか。
○委員長(大島定吉君) ちよつと速記
をとめて……。

午前十時五十四分速記中止

午前十一時二十九分速記開始
○委員長(大島定吉君) 速記を始め
て……。

これにて委員会を終ります。

午前十一時三十一散会

出席者は左の通り。

委員長

大島 定吉君

理事

橋本萬右衛門君

小林 勝馬君

委員

深水 六郎君

千葉 信君

天田 勝正君

政府委員

電気通信

政務次官

尾形六郎兵衛君

電気通信事務

官(業務局周

知調査部長)

事務局側

常任委員

会専門員

後藤 隆吉君

十一月二十五日本委員会に左の事件を
付託された。
一、私設電話に関する請願(第五百

七十九号)

一、都城、宮崎両市間に電話地下
ケーブル線布設の請願(第六百三
号)

第五百七十九号 昭和二十四年十一
月十一日受理

私設電話に関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町

一ノ二 徳田榮太郎外

四名

紹介議員 千葉 信君 小林

勝馬君

電通省は本来の任務である局電話の修
復に全力を注がなければならぬとき
であるにもかかわらず、過去数十年間
官民協調の上民主的な運営によつて増
加発展してきた私設電話をも直営する
に至つた。私設電話のように特定の者
の利用する施設は、利用者本人の負担
によつて再建拡張し、施工に当つては
官営を廃し、また独占会社をしりぞけ
広く解放して能率と価格とサービスの
競争のもとに迅速な普及発達を計るべ
きであるから、電通省においては加入
電話の改善と復旧に主力を注ぎ私設電
話に対しては、統轄的な指導の立場を
もつてのぞみたいとの請願。

第六百三号 昭和二十四年十一月十
二日受理

都城、宮崎両市間に電話地下ケーブル
線布設の請願

請願者 宮崎県議会議長 甲斐

善平

紹介議員 水久保甚作君 竹下

豊次君

宮崎県は、天恵豊かな地であるが、台
風が多く、毎年風水害による断線のた
め、通信不通となり、災害対策連絡に

支障をきたし、本県の豊富な資源開発、
産業発展および民生安定に多大の影響
を與えているから、福岡より熊本を経
由して、本県の西南端の都城市まで完
成している電話地下ケーブル線を、本
県の政治・経済の中心地である宮崎市
まで延長布設せられたいとの請願。

昭和二十四年十二月七日印刷

昭和二十四年十二月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所